

「開かれた」スポーツ放送政策の構築

～アジェンダセッティングの視点から～

小林 壘

概要

オリンピック（以下、五輪）やFIFAワールドカップ（以下、W杯）などを中心としたスポーツ放送は、老若男女を問わず多くの人に影響を与えているが、その放送枠や予算の決定基準に関しては不明瞭な点が多く、確たるアジェンダの基での議論がなされないまま公共の電波が使用されている現状にある。

そこで、本論では、スポーツ放送の放送枠や予算に関する決定基準を公共政策のアジェンダとして設定し、日本にはまだ存在しないスポーツ放送政策の構築に向け、放送学や政策ネットワーク論などの先行研究のレビューと問題認識機能を担保するアジェンダセッティング理論を援用した政策モデルを提言する。

分析の結果、スポーツ放送に関わるアクターは、その 이슈のつながりが閉鎖的かつ散在化しているという点が明らかとなった。そこで、総務省が主体となりアジェンダを設定し、各アクター間の開かれた議論の輪を形成するためのモデルと、アクター選出の基準や倫理規定といった実現可能性を高める政策を提言した。

政策のアジェンダセッティングと意思決定過程の透明化は、放送メディア全体の課題解決に寄与する。また、新たなスポーツ放送政策の枠組みを提言することは、スポーツ放送全体の問題が顕在化し、課題解決のための民主的な意思決定の機会を確保できると考えられる。

1. はじめに

本論の目的は、日本には存在しないスポーツ放送政策の構築を念頭に、スポーツ放送を公共

政策のアジェンダとして設定することにある。

公共の電波を使用するテレビ放送は、権力による放送の支配、表現の自由、知る権利の関係から、誰がどのように決定するかを慎重に考える必要があり、政策形成には国民的関心を高めることが求められる。しかし、スポーツ放送についての放送枠や予算については、限られたアクターによる閉ざされた環境での意思決定がなされており、問題が顕在化しない現状にある。例えば、スポーツ放送に関する問題の一つには、地域による情報環境の格差が挙げられる。総務省では、「2020東京オリンピック・パラリンピック大会」に向けた放送サービス高度化の推進と、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を政策目標に掲げているが、スポーツ放送に関するアクセス環境には現状として地域ごとに差が生じており、ユニバーサルな体制が取られていないとは言い難く、特に、民間放送のネットワーク網は全国都道府県に完備されているわけではない。このような全国のテレビ放送網の問題は、地方自治体が個別で対処できるものではないため、本来は放送行政の場において課題解決に向けた議論検討がなされるべきであるが、郵政省や総務省においてこれまで全く取り上げられてこなかったのである。

このように、日本では、これまで政策のアジェンダとしてスポーツ放送が設定されないため、問題が顕在化せず、公共の場においても議論の展開が見られないのである。本来、アジェンダセッティングには、問題を顕在化し政策の俎上に載せる意味合いと、 이슈をオープンに議論する、すなわち開かれた 이슈のネットワークを形成する意味合いが存在するが、日本の放送政策については両方ともに課題が生じていると言える。この意味においては、スポー

ツ放送は、規模や影響力の点からも放送政策の課題が集約されているコンテンツであると考えられる。

スポーツ放送に関する問題は、放送学やメディア論からもその意思決定に対する指摘がなされている。例えば、メガイベントテレビマネーの問題について全体協議の場・合意規定が存在しないことは大きな問題である(杉山 2003)や、誰のための何のためのスポーツ放送なのかについて公共的な議論がなされないまま日本のスポーツ放送は巨大な予算と決定がなされる現状にある(脇田 2011)といった指摘である。さらに、誰がどこでどのように意思決定してきたのかということについては、先行研究においても明らかにされていない。何よりもまずは、スポーツ放送に関わるアクターの整理をした上での課題抽出が求められるのである。

ここで、本論において重要な意味をもつ「アジェンダ」と「イシュー」「アクター」について定義する。アジェンダは、元々、計画や日程を意味する語として用いられているが、メディア論や政策論においてはその意味合いがやや異なっている。メディア論におけるアジェンダは、主に「議題」の意味として使われており、メディアに必要な議論喚起の機能としてアジェンダセッティングの必要性が言及されている(McCombs and Shaw 1972)。一方、政策論におけるアジェンダとは政策の課題について用いられることが多く、政策アジェンダは公共政策の分野において解決が必要な社会全体の課題として認識されている(Kingdon 2003)。また、アジェンダを設定する上で欠かせないイシュー、アクターについてもここで触れる。イシューとは、主に政治学の分野で多用される用語であり、議論する上で重要な項目もしくは問題(Oxford Dictionaries 2019)と訳され、課題を設定する上で必要な要素と考えられている。アクターとは、政治学において行為者と訳され(G.T.Allison 1971)、政策を形成する上で役割をもった個人・組織のことを指す。アジェンダを設定するためには、現状の問題を認識し、個々のアクターによるイシューを集約することが前提であり、イシューの集約とアジェンダセッティングは政策形成の初期段階で不可欠である。これらをふまえ、本論では、イシューを個々のアクターが抱える問題として考え、アジェンダを公共政策の

場において扱うべき社会全体の課題として考える。五輪やW杯といったスポーツ放送は、公共の電波網と公共の予算の多くを使用しているにも関わらず、その詳細については限られたアクターによる閉ざされた意思決定がなされてきた。したがって、スポーツ放送に関するイシューを集約し、社会全体のアジェンダとして設定することは、スポーツ放送の意義の再認識と開かれた議論環境の構築につながり、最終的に放送の公益性を担保すると考える。

研究方法は、以下の二点である。

一点目は、メディアスポーツ論や放送学の先行研究のレビューである。ここでは、スポーツ放送に関するアクターのつながりを把握するために、総務省を中心とした放送政策の変遷および議論動向を概観し、その要素を明確に分析するためにRhodesの政策ネットワーク論(1992)の採用から考察する。

二点目は、開かれたスポーツ放送政策のアジェンダセッティングの実現可能性を高めるための理論分析である。具体的には、アジェンダセッティングの意義とその要素について言及しているCobb(1972)の議題構築モデルや、他のアジェンダセッティング論には見られない政策議題の創出過程について言及している大石(1998)のモデルを採用し分析する。

2. 放送政策とスポーツ放送の動向

2.1 放送政策の動向

日本における放送政策は、これまで時代背景と共に変遷を遂げてきた。ここでは、放送政策の変遷を時代背景に応じて区分した上でスポーツ放送との関連を把握するために、放送政策の経緯を時代ごとに明確に区分した林(2011)の方法を採用し、放送政策発足以降の政策変遷を、①黎明期、②確立期、③発展期の三つに区分した。表1は、放送法と放送政策の変遷を時代ごとにまとめたものである。

日本におけるテレビ放送政策の特徴として、時代に合わせた政策主体の変遷が挙げられる。放送政策は、通信省、郵政省・電気通信省、総務省の順に政策主体が変遷してきた。最初に発足した通信省の機能は、主に1946年から1949

表 1 放送法と放送政策の変遷

	時代背景・出来事	年月	番号	項目	摘要	キーワード
黎明期	・ポツダム宣言受諾 ・GHQによる一元的支配からの自立 ・朝鮮戦争勃発→朝鮮特需	1948		通信省が郵政省と電気通信省に分離		
		1950.5		放送法（電波3法）成立 番組準則（公安・政治的公平・報道真实性・論点の多角的解明の原則を規定） 行政委員会制度導入	放送及び放送局開設の根本基準の規定	・放送の自律 ・NHKと民法の二元体制開始
		1952.6	48条	放送法の一部改正（第一次改正）		政府からの重圧
		1953		NHKへの監督権限強化		
確立期	・低俗テレビ番組批判 大宅壮一「1億総白痴化」	1957				テレビ批判
		1959.3	9条 44条 51条	放送法の一部改正（第二次改正）	・「善良な風俗を害しないこと」を番組準則に追加 ・番組審議機関の設立 ・マスメディア集中排除原則を確立 ・3事業兼営を禁止 ・「地域密着の努力義務」を追加規定	・苦情対策審議会の創設 ・マス排原則
	1959.4	9条	特許法に伴う関係法の整理に関する法律	・特許法に伴う関係法の整理に関する法律		
	60年～カラーテレビ放送開始 64年 東京五輪	1965.1		放送番組向上委員会の発足		放送倫理向上
	64年～ベトナム戦争	1966		放送改正案	・放送目的に「教育」を追加 ・民法の事業免許制を導入	
		1967.7	32条	放送法の一部改正（第三次改正）	・ラジオ放送のみの受信契約を廃止	
1969.5			放送番組向上協議会の設立			
展開期	・バブル時代の到来	1970.5	9条	著作権法附則第31条	・著作隣接権確立に伴い、NHKの任意業務の規定改正	
		1983.4		NHK経営計画に関する審議会設立		
		1982.6	9条 45条 53条	放送法等の一部を改正する法律第1条	・NHKの多重放送番組の編集について規定 ・NHKの出資できる事業の範囲拡大	
	PTAによる低俗番組追放運動	1988.5	3～6条 52条	放送法及び電波法の一部を改正する法律 マスメディア集中排除原則を創設	・放送番組の編集等に関する通則 ・放送普及基本計画の策定を法案化 ・民放に有料方式を導入 ・その他、メディア特性に応じた番組規律の緩和 ・NHKの目的や業務範囲の適正化	多メディア時代到来

	時代背景・出来事	年月	番号	項目	摘要	キーワード
展開期		1989.6	52条 53条	放送法及び電波法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・受託放送事業者・委託放送事業者の規定 ・NHK業務の外部委託の整備 	
	バブル崩壊	1993.11	53条	行政手続き法の施行に伴う関係法整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「醜聞」の語を「意見の聴取」に改める 	
		1994.6	2条 9条 44条	放送法の一部改正（第四次改正）	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの目的と必須業務に「委託協会国際放送」を加え、関係条文を整備 ・有料放送の範囲を限定 	
		1995.5	4条 5条	放送法の一部改正（第五次改正）	<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組の保管規定 	多局化の終焉
	BRO（放送と人権等権利に関する委員会機構）設立	1997.5/21	2条 3条 52条	放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビジョン放送事業者が多重放送の無免許放送を許可 ・字幕放送・解説番組の増加を規定 ・放送事業者による番組審議機関への報告事項の整備 ・放送事業者による番組審議会活動の公表事項の整備 ・有料放送の規制緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチメディア ・苦情対策 ・放送番組審議会の機能強化
		1997.6/24	38条 40条	特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの業務報告書・財務諸表の一般公開を義務化 	
		1998.6/3	2条 6条 7条 9条	放送法の一部改正（第六次改正）	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK業務に国内放送委託業務を追加 	委託関連
		1999.5/28	2条 9条	放送法の一部改正（第七次改正）	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビジョン放送の定義を改め、データ放送を新規定 	データ
	総務省新設	1999.12/22	2条 9条	中央省庁改革	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK放送債権発行に対する大蔵大臣の許可不要 	
	BRO から BPO に名称変更	2003				
	「発掘あるある大事典Ⅱねつ造問題」	2007				
		2008		放送法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKのガバナンス強化 ・命令放送制度の見直し ・認定持ち株会社制度の導入 	統制強化
		2010		放送法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア集中排除原則の法定化 ・ハードとソフトを分離体系化 	多角運営
政府によるNHK・テレビ朝日事情聴取	2015					

※表は、『20世紀放送史』、『放送50年史』を元に筆者作成

年の間にGHQの主導の下での交通・通信・電気事業の統括であり、第二次世界大戦中の行政機構改革で統合されるまで、交通・通信・電気を幅広く管轄していた。現在の総務省では、電気通信政策の推進や放送政策の推進、電波の有効利用を目的とした情報通信（ICT）政策を情報流通行政局と総合通信基盤局が実施している。このように、現在は情報通信政策の中に放送政策の推進が謳われているため、総務省の中の優先順位としては放送政策よりも情報通信政策に重きを置いている（林 2013）と考えられる。

そもそも、黎明期である1950年代は制度や電波網が未整備であったため、郵政省が放送法の整備を包括的に推進した背景がある。1940年代中盤から50年代中盤にかけての放送政策は、テレビ放送開始のための法と政策の体制づくりが中心であった。具体的には、1950年（昭和25年）の放送法（電波3法）の成立や番組準則（公安・政治的公平・報道真实性・論点の多角的解明の原則を規定）、行政委員会制度導入といった放送及び放送局開設の基準設定である。そして、放送制度論議に大きな影響をもたらしたのがテレビの登場とその普及である。当時の神武景気を背景に受信機の普及が急速に進んだ1950年代後半、テレビ放送は、プロ野球中継や西部劇、クイズ番組などを通して家庭に浸透し、その結果、子どもたちはブラウン管を通して、商業マスコミの強烈なインパクトに触れることとなった（村上 2012）。

その後、高度経済成長期へ差し掛かった1954年以降は、「放送倫理と放送業者の自立」の問題で激しく議論がなされた放送の確立期であった。テレビの低俗番組に対する批判を審議するために、1963年（昭和38年）に放送業者による自主規制機関である「放送番組向上委員会」が設置され、「放送業者による放送の自主運営」が進められることとなり、放送体制も直接統治体制から民間委託の間接統治体制へと移行し確立されていくのである。この確立期が、日本において最も包括的な放送政策のあり方を検討した時期であると考えられる。この確立期における放送行政の特徴としては行政主導

型であるが、こうした行政主導型の政策方針には、番組に対する直接的な規制に対する批判が多く挙げられた¹。放送行政は、放送法との関係上、どのような手法を用いて間接的に世論を喚起させるかが重要であり、放送政策に関する議論では、放送行政を担当する行政組織の見直しが必要という方向にも発展していった。そして、1963年（昭和38年）10月、郵政省が、NHKや民放連、在京民放などに呼びかけて放送番組懇談会を開き、そこでは放送界としての自主規制機関を設けることで一致した。このように、1960年代前半、放送制度に関する議論は、番組に対する直接的な規制から、テレビ局の置局政策や参入規制のあり方、規制・監督機関のあり方など、より構造的な問題へと焦点が移り、放送事業者側も自主規制によって番組批判に対応する体制を整えていくのである。このことは、行政主導型から放送業者の自主自立型への変遷を意味するのである。

その後、経済成長の流れを経て迎えたのが1993年（平成5年）バブル崩壊以降の展開期である。90年代後半は、放送をめぐる本質的な議論が展開された1960～70年代とは対照的に、「放送と通信の融合」といった放送基盤の強化が政策の前提となっており、ここから次世代インフラとの融合という現在の放送政策にも引き継がれている課題も生じてきた。さらに、2001（平成13年）に郵政省から総務省へと名称が変更されるとともに、マスメディア集中排除原則の法定化やハードとソフトを分離体系化、そして普遍的かつユニバーサルな情報環境の構築を目標に、放送政策の質もコンテンツ重視から放送技術・インフラ重視へと転換されていく。それは、2011年（平成23年）の地上デジタル放送配信へのインフラ整備、テレビとインターネットを活用した双方向チャンネルシステムの配備、インターネットと放送の同時配信活用などに見られ、その傾向は現在も続いている。これ以降、総務省は、放送に関する問題を包括的に解決するという意味での放送政策よりも、ハード整備中心の情報通信政策へと本格展開していく。

¹ 1959年の放送法改正とその後テレビ番組の展開を経て、単に番組規制を強化しても、テレビ番組の質が向上するとは限らないという認識が広がる。

2.2 放送政策とスポーツ放送の関係性

放送政策の主体が時代背景と共に変遷する中で、放送政策とスポーツ放送は主に五輪やW杯といったメガイベントを契機に相互発展を遂げてきた。スポーツ放送は、戦後1950年のテレビ放送開始以降、1953年（昭和28年）8月23日の阪急―毎日戦のプロ野球中継を皮切りに本格的にスタートした。1950年代前半は、朝鮮特需による高度経済成長の影響で日本社会全体の機運が上昇し始めた時期であり、テレビ放送もいわば戦後復興を活気づける象徴として活用され、人気を博した街頭テレビに一番活用されたのがスポーツ放送であった。特に、当時の人々を熱狂させ、街頭テレビの人気の象徴であったのが、力道山らが活躍したプロレスリング中継であった。

そして、スポーツ放送が人気の絶頂を迎えるのが1964年（昭和39年）の東京五輪である。当時、五輪の国際映像については、1963年（昭和38年）の「東京オリンピック放送委員会」にて、その放映権を一括してNHKに付与するとの決定がなされた。これによりNHKではスポーツ中継に関する技術開発が促進され、「カラーテレビ放送」による生中継や「スローモーション・ビデオテープ」による撮影が注目を集めた。そうした中で迎えた東京五輪は、「テレビオリンピック」とも言われ、日本の放送技術の高さを世界に示したイベントとなったのである。

このスポーツ放送の商業的な価値は五輪やW杯の放映権料高騰を招き、スポーツ放送は巨大ビジネスへと発展することとなる（杉山2003）。

そもそも、放映権が世界的に注目を浴びるきっかけとなったのは、1984年（昭和59年）のロサンゼルス五輪におけるロサンゼルス・オリンピック組織委員会委員長ピーター・ユベロスの「ロサンゼルス方式」（以下ロス方式）である。このロス方式による放映権料ビジネスは、既存のIOCが展開してきた公益性重視の五輪運営から収益性重視へと大きく転換する一歩となった（谷川2006）と指摘されている。

このメガイベントの放映権料を中心としたスポーツ放送に関する予算は、放送業者にとってとりわけ悩ましい問題である。メガイベントの

放映権に関する意思決定は、他の事柄同様に放送業者の自主自立に任されているが、放映権料の大半はNHKの受信料という公共財源で賄われており、それが受信料価格引き下げの歯止めとなっている。五輪の放映権料については、「2020東京オリンピック・パラリンピック大会」を含む2018～2024年の五輪4大会の日本向け放映権を計1100億円で一括取得することをIOCと合意したと2014年の6月にジャパンコンソーシアム（以下、JC）が発表しており、このうち2018年の平昌（ピョンチャン）と2020年の東京は計660億円支払うことが決定されている。しかし、五輪やW杯の放送権料が年々高騰している点について、民間放送の一部からはこれ以上放送権料が高騰すれば無料放送は厳しいとの声も出ている。この1100億円の内訳は詳しく公表されていないが、過去の大会の例からみてもその大半が受信料から支払われている可能性が極めて高い。このような現状があるにも関わらず、五輪やW杯に関する巨額の放映権料が受信料から支払われてきたという点について、メディアや行政が何も議論しないことは極めて問題と考えられる。また、このことはNHKだけでなく総務省についても同様である。

以上、放送政策とスポーツ放送は、メガイベントを通して密接かつ悩ましい関係性にあることが明らかとなった。現在の両者の関係性は、情報産業推進を通じた限定的なものに留まっているのである。したがって、スポーツ放送が包含するスポーツ振興や青少年の健全育成、文化の保護といったスポーツ放送の公益面及び社会的影響と評価の面から、スポーツ放送を包括的に捉える政策が必要となるのである。

2.3 スポーツ放送政策の必要性

これまで、日本においてはスポーツ放送政策という用語で議論がなされることはなく、スポーツ放送の運営や制作といった放送業界の表現が使用されてきている。このことがスポーツ放送業界全体の課題抽出機能を弱め、矮小化した議論を生む原因と考えられる。

放送行政は70年代以降、放送業者の自主自立を促しているが、スポーツ放送の地域情報格差の問題などをみても放送業界自体にガバナンスが行き届いているとは言い難く、放送業者が

自らの問題を自らで意思決定できない状態にある。スポーツ放送を、放送業者だけの閉ざされた意思決定に一任するのではなく、多様なアクターによる透明性を担保する決定システムへと改変させる必要がある。それには、国民的関心を高めるためのイシューを形成することが重要となるが、日本のスポーツ放送については、幸か不幸か、スポーツ放送の無料視聴が当たり前という環境に視聴者が慣れてしまったこともあり、問題が問題として認知されていない状況にある。放送網や放映権に関する問題は民間テレビ放送の経営体制と大きく関係することから、テレビ報道はこのスポーツ放送の問題を等閑視する傾向にある。問題解決には、経営や売り上げといった市場原理のみに縛られない公共政策の枠組みの下で、放送行政がアクターごとに散在するイシューを集約し、政策アジェンダとして各アクターに展開する必要がある。

「2020 東京オリンピック・パラリンピック」の放送に関しては、現在、放送網の整備や次世代放送技術の推進を検討している総務省が放送体制を主導している。ところが、日本にはスポーツ放送に関わる政策を包括的に所管する行政機関は存在せず、放送政策を担う総務省においてもスポーツ放送を政策として管轄する部署は存在しない。総務省の「放送を巡る諸課題の検討会」では、民間放送ネットワーク網の情報格差問題や放映権料高騰の問題が議事として扱われたことはなく、議論されるイシューは、「ICTを活用したおもてなし」や「次世代技術を活用した東京五輪のハイビジョン放送の実現」といった「体制」に関する問題が中心である。放送法には、受信料の価格設定及びその財源の規定は国会審議と総務省で監査されるとの規定があり、総務省は放送を巡る諸課題の一つとして「新たな時代の公共放送（NHKの業務・受信料・経営の在り方）について、具体的な対応の検討を行うことが必要である」としている。つまり、五輪・W杯放映権料高騰の問題に総務省が関与しないという点には大きな矛盾が生じているのである。公共の電波網の使用や受信料の利用といった公益性に関わる問題を包括的に解決することが、公共政策の根本の目的であるならば、日本における放送行政は公共政策としての役割を十分に果たしていないといえるのである。

以上から、本論では、スポーツ放送の課題を、

- ①スポーツ放送に関わるアクター間の関係、②スポーツ放送の課題を包括的かつ重層的に解決するための政策アジェンダセッティング方法、③アジェンダセッティングを高めるための政策ネットワーク形成、と設定する。

3. アジェンダセッティングとネットワーク

3.1 アジェンダセッティングの意義

アジェンダとは、文字通り議題のことを意味する。メディア論の分野でアジェンダセッティングを最初に提唱したのは McCombs and Shaw (1972) である。McCombs らは 1968 年アメリカ合衆国大統領選挙に際して調査を行い、マスメディアで強調される争点と投票先を決めていない有権者が考える争点との間に高い相関があることを見出し、これがアジェンダセッティング理論の発祥とされる。

また、マス・メディアと政策における議題設定を類型化した Cobb (1972) によると、あらゆる政策の本質的特徴は、様々な集団が政策形成過程に参加する過程の中に見出すことができるという。そして、議題構築を「様々な集団の要求が、官僚らの重大な注意を得るよう競い合う項目へと変換されるプロセス」(Cobb, Ross 1976) と定義づける。ここでの議題構築モデルの主題は、一般大衆の注意ではなく官僚らの注意であるため、アジェンダのタイプは、「大衆的議題 (public agenda)」と「公式議題 (formal agenda)」に区別されている。大衆的議題は、大衆の目に触れて高い関心を獲得する争点であり、公式議題は、政府幹部らの意思決定者が公式に重要な考慮が必要であると認めた項目である。そして、このアジェンダの構築過程は、(1) 集団が不満を組織化する「始動 (initiation)」、(2) 漠然とした不満が特定の要求に転換される「特定化 (specification)」、(3) 争点がアジェンダに到達するように政策決定者の注目を引きつけるだけの圧力や関心を創出する「拡大 (expansion)」、(4) 公式アジェンダへの到達を意味する「参入 (entrance)」(立石 1996) とされる。

政治分野での意思決定プロセスについて明快な原理を示すものに、Kingdon (2003) の政策

の窓モデルがある。Kingdonの政策の窓モデルの目的は、意思決定の場における「アジェンダの設定 (Agenda setting)」がどのように行われるのかを検証することにある。

このような政治過程分析では、ジャーナリズムやメディアは周辺的な存在として位置づけられ、政策においてある種のモニタリング機能を果たす場合があることがあるとの指摘も数多い。政策におけるアジェンダセッティングの意義は、諸々のアクターによって形成される 이슈を社会的課題として認知し、公共予算による政策実施の必要性を示すことにある。政策の形成過程において、散在する 이슈を集約し、アジェンダを設定することは問題認識や課題抽出機能を高めることにつながる。

3.2 アジェンダとネットワークの関係性

政策におけるアジェンダセッティングは諸々の課題を顕在化させるだけでなく、多様な 이슈を集約する目的も有する。したがって、多くのアクターが集う開かれたネットワークの下でアジェンダを設定する必要がある。ネットワークとは、元来、社会的ネットワークのことを指す。社会的ネットワーク分析は、近年、社会学や人類学、組織論といった学問分野における基本的な推論、あるいは研究であり、家族から国家まで様々なレベルの問題解決の方法として有用とされている。この社会的ネットワークから派生した分析概念として、都市社会学では、個人を中心として他者とのネットワークを考えるパーソナルネットワークという理論や、政治学ではソーシャル・キャピタル (社会関係資本) という概念がある。

ソーシャル・キャピタルとは、人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、「心の外部性を伴った信頼・規範・ネットワーク概念」(稲葉 2005) とするものである。これは、人間関係資本、社交資本、市民社会資本とも訳される。ソーシャル・キャピタルには、結束型 (英) と橋渡し型 (英) と連結型 (英) の三つの類型がある。結束型のソーシャル・キャピタルというのは、組織の内部における人と人との同質的な結びつきで、内部で信頼や協力、結束を生むものである。橋渡し型というのは、異なる組織

間における異質な人や組織を結びつけるネットワークである。例えば、民族グループを越えた間の関係や、知人、友人の友人などのつながりである。連結型は、権力、社会的地位や富に対するアクセスが異なる社会階層の個人や団体をつなぐ関係である。また、フォーマルとインフォーマルといった形態的な分類もなされている。いずれにしても、ソーシャル・キャピタルは多面的であり、ソーシャル・キャピタルの変化を分析する際には定量的な分析に加え、例えばソーシャル・キャピタルの蓄積は「よりインフォーマルで橋渡し型になった」といった定性的な議論も重要とされる。

アジェンダとネットワークは、社会の問題を認識し、協調行動を高めるものであるという点で共通している。アジェンダは、権力、社会的地位や富に対するアクセスが異なる多様なアクターによって形成される社会的ネットワークの下で設定されなければならない。閉鎖的なネットワークによって設定されるアジェンダは、偏った社会層のアジェンダとなってしまうため、政策形成における問題認識機能に偏りが生じてしまう。それゆえ、アジェンダ設定には開かれたネットワークの形成が不可欠となるのである。

3.3 アジェンダセッティングのための 이슈・ネットワーク形成

まず、アジェンダと 이슈の違いについて言及する。 이슈とは、アメリカを中心に政治の分野でよく使われる用語であり、対立する利害を有する個人や団体が問題の規制・監視について、それぞれの立場から、その変更や廃止、あるいはその強化や緩和を求めて、献金、選挙活動、ロビー活動などの政治運動を展開している問題のことと定義する (鶴浦 2016)。政策における 이슈とアジェンダの違いとしては、 이슈は政策が形成される以前に個々のアクターによって生じる議論の輪であり、 이슈が啓発された後に、その 이슈から生じる社会問題を解決するために 이슈を政策のアジェンダとして設定される。また、顕在化されていない社会問題については、 이슈を啓発するために行政がアジェンダを先に設定し、議論を喚起させる場合もある。つまり、アジェン

ダとイシューは政策において相互補完関係にあると言えるだろう。さらに、イシューをアジェンダに設定する際には、多様なアクターによる政策ネットワークを形成し無作為的に課題を抽出するイシュー・ネットワークを形成する必要がある。

イシュー・ネットワークは、1970年代にアメリカの政治学者 H.Hecllo (1978) が提唱したものであり、レーガン政権の政策決定の規模拡大がもたらした問題の複雑化により、問題の把握や多様なアクターによる政策形成（特定分野の政策過程における担当省庁・政党または議員・利益集団における三者間の強い関係を示す、いわゆる鉄の三角形からの脱却）が求められ、流動的かつ自由な政策ネットワーク形成の必要性が課題として挙げられたことに由来する。この特徴は、鉄の三角形とは対照的に多数の参加者から構成され、環境変動的な相互の誓約や他者への依存というネットワークにある。その後、こうした政策ネットワーク研究は、数多くなされている。

R.A.W.Rhodes (1992) は、参加アクター間の関係は政策共同体に対し、基本的には出入り自由で、影響を与えるステークホルダーを包括するものであり、権限は不均等で協議による一致を原則としている。イシューを形成する意味を多数の社会的諸アクター間でなされる相互作用とする Howlett (1995) は、イシュー・ネットワークは H.Hecllo と同様に、環境変動的な相互の誓約や他者への依存という特性を持つとする。政策過程論の中にイシュー・ネットワークを体系づけた真山 (2011) は、政策ネットワークはイシュー・ネットワークにて多くの課題を抽出し、その後組織間ネットワークへと発展し、最終的に政策ネットワークへ波及すると指摘する。正木 (1999) は、それを多数の参加者によるルーズな関係のネットワークと類型化する。そこでは、ネットワーク内部および外部との通気性は高く、参加者によるアクセスも変動的となる。イシュー・ネットワークのアクターは、行政組織、利益団体、政党、企業、政治家、学者、ジャーナリスト、ロビイストなど広範囲にわたり、その相互作用がイシュー・ネットワークを作動させる原動力となるのである。

以上のように、イシュー・ネットワークは政策学の領域においてはアクターを選抜しないで

出入り自由なネットワークであると定義されている。しかし、政策における出入り自由なイシュー・ネットワークの実現には課題が多く、実際にイシュー・ネットワークを体現した実例は国内において極めて少ない。政策においては、参加アクターの制限を無くすことは極めて困難であり、実際の現場では緒アクターの代表者が集うネットワークとなる場合が多い。したがって、本論ではイシュー・ネットワークを出入り自由なものとは定義せず、真山と正木の定義を援用した「政策決定へつなげるための無作為的課題抽出を目的としたネットワーク」とする。ここで重要な点は、アジェンダ設定の場としてのネットワークが開かれているかどうかであり、各イシューを代表するアクターを参画させることであると考えられる。

4. アジェンダセッティングのためのスポーツ放送政策ネットワークの形成

4.1 スポーツ放送に関わるアクターの分析

日本のスポーツ放送に関わるアクターは多岐に渡っており、互いの連携頻度はアクターごとに異なっているため、アクターごとのイシューについての分析は、先行研究にはみられない。そこで、ここでは、スポーツ放送に関わる利害関係をより明確にするため、企業におけるステークホルダーの構図を明確に示した Freeman (2007) によるステークホルダーの類型モデルを援用し分析する。ステークホルダーは、本来、企業の消費者や株主といった利害関係者を対象に用いられる用語であるが、ここではキャッシュフローを超えた外部性をもたらす関係をみるため、広義の意味での利害関係者と捉える。図1は Freeman による2層のスタークホルダーの基本的なマップ (Freeman2007; 山崎 2014) である。本論では、このモデルを援用し中心となるステークホルダーを第一アクター、関連するステークホルダーを第二アクター、そして第三機関として二つのアクターを客観視するステークホルダーを第三のアクターとし、三つのアクターに分類した。表2は、三つのアクターの分類である。スポーツ放送に関わる第一アクターとは、主に放送業務を担うNHK、民間

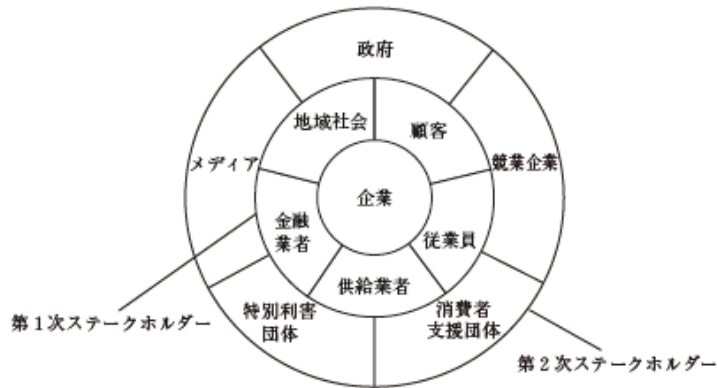


図1 2層のステークホルダーの基本的なマップ

引用：山崎(2017)『BtoB企業のコーポレート・コミュニケーションの特質：ステークホルダー・マネジメントの観点より』

表2 スポーツ放送に携わる三つのアクター

		アクター	
第一アクター	放送業者	地上波	NHK 五大ネットワーク（日本テレビ、TBS、テレビ東京、フジテレビ、テレビ朝日）
		衛星放送	BS（NHK、民間放送5社、WOWOW、スターチャンネル、その他3社） CS（スカパー JSAT、スカイ A、GAORA、その他7社）
		インターネット放送	DAZN、スポナビライブ
	放送関係組織	日本民間放送連盟 ジャパンコンソーシアム	
第二アクター	広告代理店	電通（五輪・サッカー W 杯・サッカー日本代表・WBC・ラグビー W 杯・J リーグ・B リーグ etc） 博報堂（V リーグ）	
	行政	総務省情報流通行政局「放送を巡る諸課題の検討会」 スポーツ庁 スポーツメディア協議会（仮称）、スポーツ未来開拓会議	
	スポーツ団体	日本オリンピック委員会、日本サッカー協会、日本野球協会、日本ラグビーフットボール協会、日本体育協会、日本相撲協会、日本高等学校野球連盟、全国高等学校体育連盟、日本障がい者スポーツ協会 etc	
	企業（東京五輪スポンサー）	The Worldwide Olympic Partners	Coca Cola、Atos、Bridgestone、Dow、GE、McDonalds、OMEGA、Panasonic、P&G、SAMSUNG、TOYOTA、VISA
		Gold Partners	Asahi、Asics、Canon、ENEOS、東京海上日動、日本生命、NEC、NTT、野村証券、富士通、みずほ銀行、三井住友銀行、三井不動産、Meiji、LIXIL
		Official Partners	味の素、Education First Japan、airweave、キッコーマン、KNT-CT ホールディングス、JTB、CISCO システムズ合同会社、SECOM、ANA、ALSOK、大日本印刷、大和ハウス、東京ガス、東京メトロ、TOTO、東武トップツアーズ、TOPPAN、日清食品、日本郵便、JAL、JR 東日本、三菱電機、ヤマト運輸、読売新聞、朝日新聞、日経新聞、毎日新聞
第三アクター	第三機関	BPO（放送倫理・番組向上機構） JARO（日本広告審査機構） AC（公共広告機構）	

出典：鈴木秀美、山田健太、砂川浩慶編（2009）「放送法を読みとく」、商事法務を参考に筆者作成

放送などの放送業者、その関連組織である JC、中央放送審議会、日本民間放送連盟を指す。第二アクターは、放送業界を構成する広告代理店やスポーツ団体、スポンサー企業を指す。第三アクターは、第三者機関である放送倫理機構（以下、BPO）、AC ジャパン、日本広告審査機構（以下、JARO）を指す。

日本におけるメガイイベントを中心としたスポーツ放送は、政策主体が不在であることから放送業者が中心となりその重要事項を決定している。しかし、実際の放映権料や放送種目に関する決定には広告代理店やスポンサーといった関連アクターの意向が重視されるため、その連携状況及び意思決定主体、さらには直接に利害関係の無いアクターである視聴者層との関係性については長らく不明瞭であり、スポーツ放送の実装が明らかにされないまま今日に至っている。特に、メガイイベントの放映権料交渉を担っている JC の意思決定過程は極めて不透明であり、視聴者の合意無き決定が暗黙的に行われているため、国内外からは多くの批判が寄せられている。こうしたスポーツ放送の不明瞭なアクター間の意思決定を透明化するためには、政策アジェンダを設定することが不可欠と考えられる。

4.2 総務省によるスポーツ放送のアジェンダセッティング

総務省をアジェンダセッティングの政策主体とする根拠は、以下の二点である。一点目は、総務省設置法においては、「情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進」と記載されていることから、総務省が電波の公平な運営についての監査義務を有していることにある。その意味では、メガイイベントのスポーツ放送についても国民的行事であり、多くの放送枠と放送時間を使用する以上、その監査責務の範疇にあると考えられる。二点目は、総務省情報流通行政局における「放送を巡る諸課題の検討会」においては、新たな時代の公共放送につ

いての具体的な対応項目に NHK の受信料の在り方の検討を政策目標に置いていることにある。前述の通り、JC が交渉するメガイイベントの放映権料には多額の受信料が充当されているが、その現状を把握している国民はほとんどいないのである。受信料の公正な使い道を監査する義務を有する以上、この問題について今まで全く関与してこなかったことは大きな問題である。以上から、スポーツ放送政策の主体を、総務省情報流通行政局における「放送を巡る諸課題の検討会」とし、この検討会にスポーツ放送の放送環境や放送予算に関する意思決定基準をアジェンダとして設定することが望ましい。

アジェンダセッティングの条件における重要点は、アジェンダの質の分類である。アジェンダの質の分類は、数ある理論の中でも本事案に該当するものとして大石のモデルを使用する²。大石（1998）が定義するアジェンダセッティングの3つの段階であるメディア議題、公衆議題、政策議題のうち、スポーツ放送の意思決定の問題は、政策議題に該当する。それは、本事案が大衆や社会、メディアからの関心を寄せるものではなく、政策として扱う必要性を備えたアジェンダだからである。言い換えると、顕在化していない問題をアジェンダとして扱うことにより、人々の関心を高める必要があるからである。Cobb の議題構築過程における「拡大 (Expansion)」に該当するスポーツ放送に関するアジェンダセッティングは、多様なアクターを集めるだけでは十分でなく、初期段階から政策主体者自らアジェンダを設定・啓発していくことが求められる。いわゆる議論の「たたき台」としてアジェンダを設定しない限り、この問題は協議が進まないのである。

以上から、本論では行政政策のアジェンダとして検討すべき事案として以下の四項目を提言する。すなわち、①はメガイイベント放送の放送枠（放送時間）の検証、②は地域における情報格差問題の検証、③はメガイイベントに充当されている NHK 受信料の検証、④は日本版特別指定行事の検討、である。この四項目のうち、①～③は、総務省の政策目標においてとりわけ重

² アジェンダセッティングで代表的な Cobb のモデルである大衆議題と公式議題の分類、メガイイベントに関するスポーツ放送については、大衆からの高い関心を獲得している課題でもなく、政策主体アクターが重要視している公式課題でもない。

要視されている公共の電波網と公共の予算（受信料）に抵触する問題であるという点からの抽出である。④については、①～③の問題を包括的に解決するために諸外国で実施されている政策であるという点の考慮である。

一点目のメガイベント放送の放送枠の使用状況と二点目の地域における情報格差の問題については、これまで視聴者からの不平不満が寄せられていた案件である。特に、五輪やW杯の放送時間の占拠については、メガイベントが開催されるたびに視聴者から「五輪やW杯に関わる放送や報道があまりにも多すぎる」「他の番組が見られない状況に大変不満を感じる」といった多くの苦情がBPOを通じてNHKや日本民間放送連盟に届けられていたにも関わらず、一向に改善がみられなかったのである。五輪やW杯に関する総放送時間は年々増加しており、2016年のリオ五輪におけるNHKの総放送時間は、Eテレで272時間、BS1で354時間、ラジオ第一で109時間、生中継は全体のおよそ3分の2にあたる472時間にもものぼっており、過去の五輪の放送時間記録を更新している。さらに、試合時間は先であるにも関わらず「もうまもなく試合開始です」といった案内で各局視聴率の引き伸ばしを行っているが、この点も毎大会ごとに視聴者からの反感を買っている。このように、五輪やW杯が無作為的に多くの公共電波枠を使用している現状については何の議論も無く看過されてきた傾向にあるが、電波の無駄な浪費をさけるべく、今一度検証が必要であると考えられる。

三点目は、前述の通り、メガイベントに充当される多額の受信料について、その目的の正当性と予算充当額の公正さを監査するためである。特に、NHKの受信料は、国会会議にてその引き下げが検討されており、国民からの世論調査においても受信料の引き下げが望まれている。したがって、メガイベントでの受信料の多額の充当については問題を顕在化し、国民の合意の下で決定する必要がある。

四点目の日本版特別指定行事の選定というのは、無料で放送すべき国民的行事を設定するかどうかの検討である。特別指定行事とは、国民的関心事であるスポーツやその他の行事のことを意味し、イギリスやフランス、スペインにおけるスポーツ放送政策ではその一環に設けられ

ている仕組みである。特別指定行事制度は、スポーツイベントの全国的な報道に自由にアクセスできるようにするための活動でもある。それらの国では、スポーツは国家アイデンティティの重要な要素であり、社会と人々を結びつける接着剤の一部として考えられ、可能な限り全国各地の人々が最も重要なスポーツイベントのライブ放送をみることができるよう環境づくりが念頭に置かれている。この点は、総務省の理念とも合致すると考えられる。どのスポーツ種目を特別指定行事に選定するかについては、イギリスでは、行政主導の下、議会で決定されている。日本では、これまで暗黙的に五輪やW杯を地上波無料で放送してきたが、NHKの受信料や民間放送の予算も削減され放送資源が限られている現状においては、放送すべき種目を国民の合意をもって決めていく必要があるのである。

4.3 スポーツ放送政策のネットワーク形成モデル図

図2は、このようなアジェンダに関するアクター間のイシュー連携モデルである。このモデルの機能は、アジェンダの啓発とイシューの集約、そしてフィードバックの3つである。主体は総務省であり、総務省がアジェンダを啓発していくと同時に参加アクターからのイシューを集め、また新たなアジェンダを設定していくのである。さらに、そこには既存のネットワークでは抽出されなかった課題を別のアクターから獲得するといったフィードバック機能も有する。中央に向かう矢印は、潜在的イシューを集約させる機能である。これは、口外できなかった問題を共有し、課題解決のための方法を考えることが目的である。例えば、地域における情報格差の問題について最も頭を悩ませ続けてきたのは、地方の視聴者である一般市民であろう。しかし、これまではその声を拾う場が一部のネットメディアしか無く、苦情を寄せられる放送会社もネットワーク網が完備されていない以上どうしようも無いという状況であった。

したがって、この潜在的イシューを総務省とNHKに届けることによって、例えばWBCが見られない場合には臨時的にNHKの電波網を利用するといった対案の検討を可能とする。

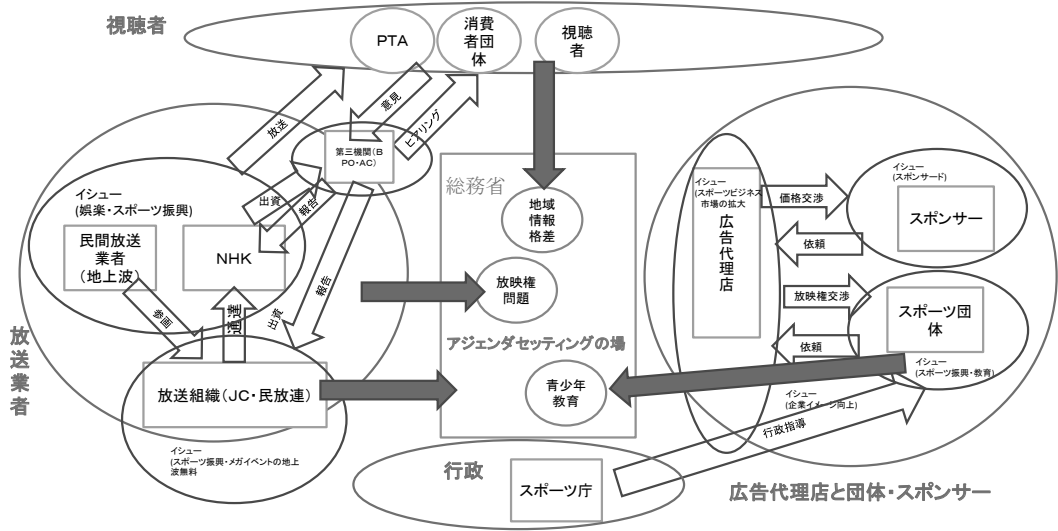


図2 スポーツ放送政策のネットワークモデル

出典：筆者作成

中央のイシューをつなぐ場については、総務省の「放送を巡る諸課題の検討会」を設定する。このモデルの最も重要な点は、アクターごとに散在していたイシューを集約する場の設定である。このことにより、イシューのつながりが生まれ、既存の「形態」の観点だけでなく「公益」の観点からスポーツ放送を捉える視野が育まれ、現在起こっている問題の認識にもつながるのである。また、政策資源となる放送予算は、平成30年の総務省予算案の所管費用の概算要求「放送サービスの強靱化」として充当されている17億円から適用する。さらに、アクターを選出する基準としては、放送法第28条：NHKの経営委員選定基準を参考にした「教育、文化、科学、産業の分野及び全国各地が公平に代表されることを考慮しなければならない」という基準を設定する。これは、日本国憲法第二十一条 集会、言論・表現の自由（知る権利）に依拠するものである。

以上のようなスポーツ放送政策の実現可能性を高めるためには、憲法に則ったスポーツ放送に関する倫理規定の策定が必要である。NHKや民間放送会社においては放送倫理要綱の規定は存在するが、そこにはスポーツ放送に関する記述がなく、2011年施行のスポーツ基本法の中においても放送に関する項目は存在しない。

条項では、「スポーツ自体の意義」や「するスポーツ」については言及されているが、スポーツ庁がどのように放送に携わっていくのかという指針は不明確なままである。したがって、例えば、イギリスが欧州基本権憲章11条（表現・情報の自由）を基にした倫理規定を策定したように、日本においても各メディアならびに省庁間における統一されたスポーツ放送に関する倫理規定の策定が望まれるのである。これにより、スポーツ放送の主体・目的・法的根拠が明確化され、各アクターのイシューのつながりも形成されると考えられる。ここで言う法的根拠とは、日本国憲法第21条 集会、言論・表現の自由（知る権利）に該当し、これは放送法第5条（放送の公正性及び公共性）5項の「国民の文化生活の質を高めて、民族文化の創造的開発に寄与しなければならない」の内容と関連するものである。

そして、最も重要なことはただ倫理規定を策定するだけでなく、イギリスの事例のようにコード化された倫理規定にしなければならないという点である。コード化というのは、判断の基準やマニュアルが備わった規定であることを意味する。イギリスを中心とした欧州においては、公共政策の場においてスポーツ放送に関する国民的な議論が展開されてきた。とりわけイ

ギリスにおいては、青少年育成や文化保護などのスポーツ放送に関する公益性と有料放送を中心とした放送市場の競争原理とのバランスをどのように保つのかを争点にした論争の経緯がある。したがって、イギリスではスポーツ放送が社会の課題すなわち政策アジェンダとして認知されているのである。イギリスの場合、Independent Television Commission（以下、ITC）の特別指定行事の選定に関する倫理コード基準は、「市場の開放性と競争性を促進することにより、選択肢と価格、サービスの質、料金に見合った価値などの面で消費者の利益を促進すること」と「コンテンツの質の高さ、広範囲な番組および国民の表現の多元性を維持すること」の二つである。この倫理コードは、市民（citizens）の利益を促進するという点と消費者（customer）の利益を促進するという点から検討されているため、誰が判断しても（判断の結果に優劣はあるにしても）公益と市場のバランスを考慮した判断を可能とするものである。さらに、イギリスは特別指定行事のライブ放送権が独占的に販売されていないかどうかを監視し、独占的であるかどうかを判断する権限を ITC³ が有している。契約関係者がこの規約に違反した場合や虚偽の情報の提供、放送内容変更の事実報告漏れが生じた場合は罰金が課されるという厳しい罰則規定まで設けられている。ただ、日本はイギリスほどスポーツ放送が生活にとって必然なものであると認知されていないことから、この罰則規定の設定については日本国内では議論の深まりが必要となると考えられる。

5. おわりに

本論では、スポーツ放送政策のあり方を考察するため、日本のスポーツ放送の概観と放送政策の変遷、それらからの問題と課題を抽出し政策提言を行った。アクターごとにスポーツ放送の構成をまとめたことにより、スポーツ放送に内在する 이슈のつながりを把握することが可能となった。

これまで、日本におけるスポーツ放送研究は、スポーツ政策研究やメディア文化論研究、メディアスポーツ論と比較しても経済的視点から分析されたものが多く、政策的見地からの検討は十分ではなかった。この点において本論の分析は、スポーツ放送を市場原理の側面よりも公益の観点から包括的に捉えたものであり、W杯や五輪などのメガイベントとともにマイナースポーツ放送の意義についての理解も深めるものである。現行の放送政策は、1960年代のような包括的に放送文化の重要性を示すものではなく、対処療法的な情報通信政策に矮小化している。そして、スポーツ政策においても産業化の傾向は強く、公益の観点からスポーツ政策をとらえる動きは脆弱である。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ政策が進展する現状において、みるスポーツとりわけスポーツメディアの需要が高まることが予想されるが、スポーツ放送政策を検討することは放送全般における意思決定のあり方についての示唆となろう。

その意味では、今後の課題として欧州以外のスポーツ放送政策についての分析が必要となる。特に、地上デジタル放送インフラの整備について総務省が参考事例としている米国におけるスポーツ放送政策の政策主体と形成過程の考察である。また、本研究の最後に提示したイシュー・ネットワークモデルの課題として、イギリスのデジタル・文化・メディア・スポーツ省のような省庁間連携の実現までは言及できなかったため、今後はその点を考慮したイギリスの90年代後半の事例分析が求められる。

参考文献

- （日本語文献）
 足立幸男・森脇俊雅（2003）『公共政策学』ミネルヴァ書房。
 足立幸男（2005）『政策的思考とは何か—公共政策学原論の試み—』勁草書房。
 足立幸男（2009）『公共政策学とは何か』ミネルヴァ書房。
 稲葉陽二（2005）「ソーシャルキャピタルの経済的含意—心の外部性とうまく向き合うか」『計画行政』28（4）、17-22。
 鶴浦裕（2016）『現代アメリカのガン・ポリティクス』東信堂。
 NHK放送文化研究所（2003）『20世紀放送史 資料編』日本放送出版協会。

³ 現在は情報通信庁 ofcom に監視権限は集約されている。

- NHK 放送文化研究所 (2003) 『20 世紀放送史 年表』日本放送出版協会。
- 大石裕 (1998) 『政治コミュニケーション—理論と分析』勁草書房。
- 大山耕輔 (2013) 『公共政策の歴史と理論』ミネルヴァ書房。
- 鬼丸正明 (2004) 『メディアスポーツ・生活・公共』『一橋大学スポーツ研究』23、11-18。
- 加藤和郎 (2009) 『オリンピックと映像メディアの蜜月～より高くをめざす中継技術と放送権～』『名古屋学芸大学メディア造形学部研究紀要』2、23-32。
- 金光淳 (2003) 『社会ネットワーク分析の基礎』勁草書房。
- 菊幸一・齋藤健司・真山達志・横山勝彦 (編) (2011) 『スポーツ政策論』成文堂。
- 草野厚 (1997) 『政策過程分析入門』東京大学出版会。
- 黒田勇 (2002) 『メディアスポーツへの招待』ミネルヴァ書房。
- 後藤和子 (2001) 『文化政策学』有斐閣。
- 佐伯聰夫 (1997) 『メディア・スポーツ論序説：メディア・スポーツの構造と機能問題の所在と分析の視点のために』『体育の科学』47、932-937。
- 斎藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店。
- 志賀信夫 (1990) 『昭和テレビ放送史』早川書房。
- 新藤宗幸 (1992) 『行政指導』岩波新書。
- 鈴木秀美・山田健太・砂川浩慶編 (2009) 『放送法を読みとく』商事法務。
- 杉山茂・角川インタラクティブ・メディア (2003) 『テレビスポーツ 50 年』角川書店。
- 立石芳夫 (1996) 『アジェンダ構築とメディア機能：コブとエルダーの理論モデルを軸に』『立命館法学』245、370-406。
- 津金沢聡広 (1993) 『わが国における放送の公共性に関する議論の歴史とその展望』NHK 放送文化研究所編。
- 津田正夫・平塚千尋 (編) (1998) 『パブリック・アクセス 市民が作るメディア』リベルタ出版。
- 津田正夫・平塚千尋 (編) (2006) 『新版 パブリック・アクセスを学ぶ人のために』世界思想社。
- 中村美子 (1996) 『スポーツ放送支配を目指す英 BSkyB ユニバーサル・アクセス確保へ法改正一』『放送研究と調査』46 (8)、42-49。
- 仲佐秀雄 (1997) 『公共性』『マスコミュニケーション研究』50、56-63。
- 日本放送協会 (1977) 『放送 50 年史』日本放送出版協会。
- 日本民間放送連盟 (編) (1966) 『放送の公共性』岩崎放送出版社。
- 橋本一夫 (1992) 『日本スポーツ放送史』大修館書店。
- 花田達郎 (1994) 『放送制度と社会科学の間』東京大学出版会。
- 早川武彦 (2005) 『“メディアスポーツ”その概念について：スポーツの本質にめぐむメディアスポーツ論に向けて』『一橋大学スポーツ研究』24、3-12。
- 林怡蓉 (2003) 『放送法改正と日本の放送番組政策—政策をめぐる政治過程と政策内容の分析』『関西学院大学社会学部紀要』94、115-127。
- 原麻里子・柴山哲也 (編) (2011) 『公共放送 BBC の研究』ミネルヴァ書房。
- 広瀬一郎 (1997) 『メディアスポーツ』読売新聞社。
- 舟田正之 (2011) 『放送制度と競争秩序』有斐閣。
- 堀部政男 (1977) 『アクセス権』東京大学出版会。
- 正木卓 (1999) 『政策ネットワーク』の枠組み：構造・類型・マネジメント』同志社政策科学研究 1、91-110。
- 松村和則編 (2006) 『メガ・スポーツイベントの社会学』南窓社。
- 真山達志 (2011) 『政策形成の本質—現代自治体の政策形成能力』成文堂。
- 真山達志 (2016) 『政策実施の理論と実像』ミネルヴァ書房。
- 宮川公男 (1995) 『政策科学入門』東洋経済新報社。
- 村上圭子 (2012) 『通信放送融合時代のテレビをめぐる論点：4K・8K、同時配信を中心に』『情報管理』59 (11)、721-731。
- メディア総合研究所 (2006) 『新スポーツ放送ビジネス最前線』花伝社。
- 森田浩之 (2009) 『メディアスポーツ解体』NHK 出版。
- 森脇俊雅 (2010) 『政策過程』ミネルヴァ書房。
- 山崎 (2017) 『BtoB 企業のコーポレート・コミュニケーションの特質：ステークホルダー・マネジメントの観点より』京都産業大学、博士論文。
- 山脇直司 (2004) 『公共哲学とは何か』、ちくま新書。
- 山脇直司・押村高 (2010) 『アクセス 公共学』日本経済評論社。
- 若林直樹 (2009) 『ネットワーク組織』有斐閣。
- 脇田泰子 (2012) 『スポーツ放送の発展とユニバーサル・アクセス権』『メディアと社会』4、15-44。
- (外国語文献)
- Anthony Smith. (1989) *Television :An International History*, Oxford University Press.
- Briggs. (1945) *The History of Broadcasting in the United Kingdom*, Oup Oxford.
- Birrell, S. & Loy, J. W. (1979) Media Sport: Hot and Cool', *International review of sport sociology*, 14(1).
- Cobb and Roger. W. and Charles D. Elder. (1972) *Participation in American Politics : The Dynamics of Agenda-Building*, The John Hoplins University Press.
- Cobb and Roger and Jennie-Keith Ross and Marc H.Ross. (1976) *Agenda Building as a Comparative Political Process*, in *The American Political Science Review*, 70, (1), 126-138.
- Council of Europe. (1979) *Resolution 76(41) On the Principles of the Policy of Sport for All*, Strasbourg:Committee of Ministers, Council of Europe.
- Evens.T. (2013) *The Political Economy of Television Sports Rights*, Palgrave Macmillan UK.
- Fraser, N. (1992) *Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy*, Duke University Press.
- Freeman, R. E. (1984) *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Boston: Pitman.
- Freeman, R.E and Harrison, J.S. and Wicks, A. C. (2007) *Managing for Stakeholders: Survival, Reputation, and Success*, Yale University Press, 2007.
- Hansard. (1995-1996) *Parliamentary Debates House of Lords*. 6th ser Column 126, 1996.
- Heelo, H. (1978) Issue Networks and the Executive Establishment, In Anthony King, ed. *The New American Political System*, Washington, D.C.: American Enterprise Institute Press.
- Kingdon and John W. (2003) *Agendas, Alternatives, and Public Policies* (2 nd. ed.), Longman.
- McCombs. M and Shaw. D. (1972) The evolution of agenda-setting research: Twenty-five years in the marketplace of ideas. *Journal of Communication*, 43 (2), 58-67.
- Rhodes R.A.W and Marsh.D. (1992) New Directions in the Study of Policy Networks, *European Journal of Political Research*, 21, 187.
- Rawls, J. (1993) *Political Liberalism*, Columbia University Press.
- Whannel.G. (1992) *Fields in Vision: Television Sport and Cultural Transformation*, Routledge.
- 参考 URL
1. 高知県 (2018) 「ご意見ご提言などの内容」高知県ホームページ (2018 年 12 月 29 日閲覧、http://www.pref.kochi.lg.jp/kenmin_voiCe/2009031300149/)。
2. 総務省 (2018) 「放送を巡る諸課題に関する検討会資料」総務省ホームページ (2018 年 8 月 20 日閲覧、http://www.soumu.go.jp/mAin_Content/000429039.pdf)。